

◆平成29年度の任意継続の方の標準報酬月額の上限について◆

任意継続被保険者の健康保険料の基礎となる標準報酬月額については、健康保険法第47条により、事業所を退職時の標準報酬月額か、前年9月30日の全被保険者の標準報酬月額を平均した額のうち、いずれか少ない額を標準報酬月額とすることとなっております。

平成29年度の標準報酬月額の平均は昨年同様 340千円（上限）となり、平成29年4月分から適用となります。